

## 休会規程

### (目的)

第1条 この規程は、一社) 福岡県言語聴覚士会（以下、本会という）の会費規程の第2条第2項に記載された正会員の休会に関し定めることを目的とする。

### (休会)

第2条 本会の会員で、海外留学、長期病気療養、出産・育児、介護等の理由により、会員としての活動ができない場合は、休会することができる。

2 休会中は会員としての身分は保留のままとする。

### (休会期間)

第3条 休会期間は本会の事業年度（4月1日～翌3月31日）の単位とする。

2 休会期間は最大で5年間とし、連続的若しくは断続的にとることができる。ただし、特別な理由がある場合、理事会の承認を経て最大休会期間を延長することができる。

### (休会申請)

第4条 休会しようとする会員は、所定の休会申請書に必要事項を記載のうえ、本会事務所に提出し理事会において承認を得なければならない。

2 休会者が継続して次年度の休会を希望する場合は、前項と同様に休会申請書を本会事務所に提出し理事会の承認を得なければならない。このとき第4条第3項(3)の規定は適用外とする。

3 休会申請には以下の条件を満たす必要がある。

- (1) 休会しようとする年度内に休会申請書を提出すること
- (2) 休会理由の根拠となる第三者による証明書（様式は不問）を添付すること。
- (3) 休会しようとする年度の前年度までの会費が完納されていること。
- (4) 休会しようとする年度の前年度までの休会期間が合計4年間を超えないこと。

4 第3条第2項のただし書きの規定により最大休会期間を延長しようとする者は、前項(4)の規定にかかわらず休会申請書に延長理由を明記のうえ、休会申請を行うことができる。

### (権利等の制限)

第5条 休会期間中は、本会会員としての次の各号の権利の行使を制限する。

- (1) 役員候補者選挙の選挙権及び被選挙権
- (2) 社員にあっては社員総会での議決権
- (3) 本会が主催する学会及び研修会への参加

(会員履歴の取り扱い)

第6条 休会期間は、正会員としての在籍年数に算入されない。

(休会中の会費)

第7条 休会期間中は会費を免除とする。

(自動復会と休会期間中の復会)

第8条 休会者が次年度の休会申請書を年度末までに本会事務所に提出しない場合は、休会期間終了直後の4月1日に自動的に復会するものとする。

2 休会期間中の復会を希望する休会者は、所定の復会申請書を次項に掲げる復会日の前月20日までに、当該年度の年会費納入証明を添付して本会事務所に提出しなければならない。

3 休会期間中の復会日は、5月～翌年3月までの各月1日に限定する。

(規程の改廃)

第9条 この規程は、理事会の決議により改廃することができる。

附則

1 この規程は、令和7年6月21日より施行する。